

(証券コード 4539)

平成23年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
日本ケミファ株式会社
代表取締役社長 山 口 一 城

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび東日本大震災により被災されました皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。
さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号
神田明神 明神会館
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第79期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされなるときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。
 - (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.chemiphar.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第79期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は127,221,366円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替の件

分配可能額の確保・充実や自己株式の取得など、今後の機動的かつ戦略的な資本政策に備えるために、会社法第448条第1項の規定に基づき、次のとおり、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

1. 減少する資本準備金の額

資本準備金の全額にあたる1,297,133,568円

2. 増加するその他資本剰余金の額

1,297,133,568円

3. 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成23年8月11日

第3号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまぐちかずしろ 山口一城 (昭和33年7月23日生)	昭和56年4月 株式会社第一勧業銀行入行 昭和60年4月 当社入社 昭和62年6月 取締役 平成元年6月 常務取締役 平成2年6月 代表取締役専務取締役 平成5年6月 代表取締役副社長 平成6年6月 代表取締役社長 平成13年6月 代表取締役社長 代表執行役員 平成17年5月 代表取締役社長 代表執行役員社長（現任） <重要な兼職の状況> ジャパンソファルシム株式会社取締役	2,070,385株
2	やたひろみち 矢田弘道 (昭和21年9月16日生)	昭和44年4月 当社入社 平成13年6月 取締役 執行役員 医薬営業本部副本部長兼営業管理センター部長 平成17年5月 取締役 執行役員 GE事業開発部・研究会推進部担当兼医薬営業本部長 平成20年6月 取締役 常務執行役員 医薬営業本部・購買部担当 平成22年4月 取締役 専務執行役員 経営全般補佐、リスク管理・臨床検査薬事業部担当兼医薬マーケティング本部長（現任）	67,746株
3	きしやすお 貴志康夫 (昭和26年3月16日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 執行役員 総合企画室長 平成15年6月 取締役 執行役員 戦略企画部・GE事業開発部担当兼総合企画室長兼環境衛生事業部長 平成22年4月 取締役 常務執行役員 開発企画部・茨城工場担当 平成22年10月 取締役 常務執行役員 開発企画部担当（現任）	31,816株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	もり はる き 森 治 樹 (昭和22年8月15日生)	昭和41年4月 当社入社 平成14年6月 執行役員 管理部長 平成20年6月 取締役 執行役員 営業管理センター担当兼管理部長 平成22年4月 取締役 常務執行役員 管理部担当兼購買部長兼物流管理センター長(現任)	13,735株
5	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則 (昭和30年6月3日生)	昭和53年4月 株式会社三井銀行入行 平成18年4月 当社入社 総務部長 平成19年5月 執行役員 薬事管理室担当兼総務部長 平成21年6月 取締役 執行役員 法令等遵守・薬事管理室・営業管理センター担当兼総務部長(現任)	11,611株
6	※ こ やま つよし 小 山 剛 (昭和28年12月18日生)	昭和52年4月 当社入社 平成18年1月 営業企画・推進部長兼調剤薬局推進部長 平成19年4月 医薬営業本部副本部長 平成19年5月 執行役員 医薬営業本部長(現任)	6,573株
7	はたけ やま まさ あき 畠 山 正 誠 (昭和23年2月18日生)	昭和46年7月 日本鋼管株式会社(現JFEホールディングス株式会社)入社 昭和48年2月 同社退社 昭和56年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 篠崎芳明法律事務所(現篠崎・進士法律事務所)勤務 平成元年4月 千代田区建築審査会委員 平成3年1月 松枝飯島畠山藤原法律事務所(現東京虎ノ門法律事務所)パートナー弁護士 平成17年8月 東京公園法律事務所開設(現在に至る) 平成22年6月 当社社外取締役(現任) <重要な兼職の状況> 弁護士 マックス株式会社社外監査役	0株

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 畠山正誠氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は、畠山正誠氏につきまして、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

4. 畠山正誠氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた法令に関する専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監視することが期待できるためであります。また、候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 畠山正誠氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、畠山正誠氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
7. 上記株式数は、平成23年3月31日現在の株式数に、平成23年4月30日現在の持株会における保有持分を加算しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役高橋 剛氏及び社外監査役進藤直滋氏の補欠として、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
くず い しん さく 葛井 真作 (昭和23年12月6日生)	昭和46年12月 税理士試験合格 昭和50年4月 株式会社ソードビジネスコンサルタント（現東芝パソコンシステム株式会社）入社 昭和57年10月 株式会社SSKシステム設立 昭和62年6月 税理士登録 昭和63年4月 大山公認会計士事務所入所 平成11年7月 葛井真作税理士事務所開設（現在に至る） <重要な兼職の状況> 税理士 株式会社オーティエス代表取締役 日本健康科学学会監事	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は補欠の社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。
3. 候補者を補欠の社外監査役として選任する理由は、株式会社SSKシステム及び株式会社オーティエスにおける会社経営経験のほか、税理士として税務・会計の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できるためであります。
4. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、候補者が監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して、新株予約権を無償で付与すること（いわゆるストック・オプションの付与）及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、第59回定時株主総会（平成3年6月27日）において承認されております取締役の報酬限度額（月額2,700万円以内）とは別枠にて、当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等として月額1,000万円の範囲で新株予約権を付与することにつきまして、併せてご承認をお願いするものであります。なお、第76回定時株主総会（平成20年6月27日）において、上記取締役の報酬限度額（月額2,700万円以内）とは別枠にて当社取締役に対する報酬等として月額1,000万円（うち社外取締役分100万円）の範囲で新株予約権を付与することにつきましてご承認を頂いておりますが、本議案はこれに代わるものとしてご承認をお願いするものでございます。

現在の当社取締役員数（社外取締役を除く）は5名であり、第3号議案（取締役7名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結時の当社取締役員数（社外取締役を除く）は6名となります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を発行する理由
当社の取締役及び執行役員の業績向上に対する意欲を高めるとともに、株主価値向上を意識した経営の一層の推進を図ることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の内容
 - ① 新株予約権割当の対象者
割当日における当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員
 - ② 新株予約権の総数
100個を本定時株主総会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権の数の上限とします。
 - ③ 新株予約権の払込金額
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。
 - ④ 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式100,000株を上限とします（新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は1,000株とします）。
ただし、本定時株主総会における決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は対象株式数の調整をすることができるものとします。

⑤ 新株予約権の割当時期及び方法

割当時期及び方法は、取締役会決議によるものとします。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という）に④に定める本新株予約権1個につき交付される当社普通株式の数（対象株式数）を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げることとします。

ただし、その価額が新株予約権割当の日の終値（取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）を行う場合、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替えるものとします。

- ⑦ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より、同日から3年を経過する日までとします。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとします。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 - (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。
- ⑩ 新株予約権の行使の条件
 - (i) 役員又は従業員の地位を失った場合（任期満了又は定年による場合は除く）は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
 - (ii) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当社の定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認めます。
 - (iii) 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとします。
 - (iv) その他の条件については、本定時株主総会及びその後の当社取締役会決議に基づき当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。
- ⑪ 新株予約権の取得
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は当該日に本新株予約権を無償で取得することとします。
 - (ii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当を受けた者が、⑩(iv)の「新株予約権割当契約書」に定める条件を満たさない状態である場合等、本新株予約権を行使できない状態にある場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は当該日に当該本新株予約権を無償で取得することとします。

⑫ 組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうるものとします。

この場合に交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとします。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整します。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てることとします。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとします。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることとします。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要することとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 神田明神 明神会館
 所 在 地 東京都千代田区外神田二丁目16番2号
 電 話 03 (3254) 0753

下 車 駅 { J R お茶の水駅、秋葉原駅
 地下鉄 新お茶の水駅、お茶の水駅、
 末広町駅

お 願 い 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

